

ウィッグ・補整具の購入費用を助成します

豊岡市では、がん患者の方の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がより良いものになるように、ウィッグ(かつら)や補整具の購入費用を助成します。

対象となる方

次のすべてに該当する方を対象とします。

- 申請時に、豊岡市に住所を有する方
- がんと診断され、その治療を受けた方、または現に受けている方
- がん治療に伴う脱毛、または乳房の変形がある方
- 前年(1月～5月の申請にあたっては前々年)の所得額が下記の条件を満たす方
- 過去に兵庫県内の他市町から対象補整具について助成を受けていない方

※未成年の場合
(既婚を除く)

対象者と親権者全員の合計所得額が400万円未満

成年かつ未婚の場合

対象者の所得額が400万円未満

既婚の場合

対象者及びその配偶者の合計所得額が400万円未満

助成対象

2021年4月以降に購入した医療用ウィッグ、または乳房補整具の購入費用。

※申請はウィッグ、乳房補整具ごとに1回限りです。



助成金額

医療用ウィッグ		<u>上限 50,000 円</u> ※装着時に皮膚を保護するネットも含まれます。 1人1台限りです。
乳房補整具	① 補整下着	<u>上限 10,000 円</u> ※下着とともに使用するパッドも含まれます。
	② 人工乳房	<u>上限 50,000 円</u> ※体内に埋め込まれたものは除きます。 ※1人につき1台、両側乳がんの方は1人につき2台です。

※①または②のいずれかです。

申請期限

○4月～12月購入：購入日の属する年度の末日まで

○1月～3月購入：購入日の翌日から90日以内

申請場所

豊岡市健康増進課（豊岡市立野町12-12）

申請書類

- 豊岡市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※豊岡市ホームページよりダウンロードできます。

- 以下①②についての記載がある書類（がん治療に関する説明書・診断書・治療方針計画書など）

①がん治療を受けたまたは現に受けていること。

②がん治療に伴う脱毛または外科的治療などによる乳房の変形があることを証明するもの。

※医療機関によっては、発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。（本事業の助成対象外）。

- 領収書（購入日、品目、金額、台数の記載があり、医療用ウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む。）は、「医療用」、乳房補整具は「補整下着」または「人工乳房」と記載があるものに限る。）

- 【豊岡市に所得申告がない方のみ】

市町村民税の所得課税証明書（1月～5月の申請の場合は前々年、6月～12月の申請の場合は前年の所得が確認できるもの。）



【問い合わせ】

豊岡市役所健康増進課（平日 8:30～17:15）

TEL:24-1127 FAX:24-9605